

【発行元】

シーケンシャル・フロンティア株式会社

浅岡会計事務所 (http://www.asaoka-kaikei.com)

佐々木不動産鑑定士事務所

名古屋市中区正木四丁目8番12号ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134, 0578 FAX:052-683-0157

【発行日】平成17年7月1日

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

個人所得税 増税の方向へ

6月21日に「個人所得課税の抜本見直し」についての政府税制調査会（首相の諮問機関）による所得税課税改革に関する報告書が発表されました。今回の報告書の大きなテーマは、国から地方へ税源を移す三位一体改革の具体化、所得税収の改善による財政再建の二つ。やはり、増税色の強い報告書となっています。

まず、地方への税源委譲については、現状10%から37%の間で4段階に設定されている所得税率に5%の新税率を設定するほか、最高税率を40%に引き上げる方向で検討されています。

これは、既に地方住民税の所得割についての税率が10%に一本化（現行は5%、10%、13%）されることが固まっていることによるもの。

つまり、現在の所得税と地方住民税を合わせた

最低税率（所得税10% + 地方税5% = 15%）と

最高税率（所得税37% + 地方税13% = 40%）を所得税率の調整により

据え置こうというものです。

CONTENTS

個人所得税 増税の方向へ・・・P.1

新会社法早わかり講義・・・P.2

経営分析入門 ……………P.3

賃貸ビルファンド「ミニバブル」(名古屋)・・・P.4

7月度の税務スケジュール……………P.6

マネープラン講座 ……………P.7

今月の名言録……………P.8

今後のセミナー開催予定……………P.8

報告書の骨子

【税源委譲】

- ・定率減税廃止(06年度改正)
- ・所得税、住民税の税率調整

【課税の公平性】

- ・給与所得控除の見直し
- ・自営業者の所得把握を厳格化

【雇用・家族構成の変化に対応】

- ・退職金課税の強化
- ・配偶者控除の見直し
- ・子育て支援に税制優遇

【その他】

- ・所得/住民税の納税方法統一
- ・所得区分見直し など

一方、所得税収の改善面では「増税項目」が目白押しとなっています。主となるのは各種控除の見直しで、退職所得控除と給与所得控除が縮小されるほか、配偶者控除や生命保険料控除などの所得控除については、基礎控除、扶養控除、障害者控除を除き原則廃止の方向で検討されています。

当然、これらが全て実行された場合、サラリーマン家庭が受ける増税負担によるダメージはかなり大きく、実現した場合には景気の動向にも大きな影響を与えるものと考えられます。

一方、少子化問題に配慮してか、子育て支援策として児童扶養控除（税額控除方式）を新設することも検討されています。

なお、今回の報告書では所得税に関して行われていますが、税源確保の観点からすると消費税増税も絡んできており、今後、これらを含めた論議もされてくると思われますので、その動向はしっかりと注視していきたい問題です。しかしながら、財政支出削減が実行されていない現状では、増税ありきの今回の報告書は納得のいかないものであることは間違いないと考えられます。

One Point

社員に支給する学資は課税されるのか？

企業が社員に教育投資する場合、その費用が給与として課税されるのか、非課税になるのかは、多くの経営者が気にしているところです。特にその費用を会社が直接、教育機関等に支払うのではなく、社員や役員に対して学資金として支払っている場合などは、混乱しがちです。

役員や社員に支給した学資金は、原則としては課税されることになっています。

ただし「職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品」や、「経営者が高等学校（大学や専門学校、専修学校等は除く）などに在籍する社員に支給する学資」については、これらの費用として適正なものであれば、課税しなくても良いとされています。

ポイントは学資を支給された本人がその教育等を受けていること、および役員や使用者である個人の親族のみを対象としていないことです。

新会社法早分かり講義（第1回）

前回ご紹介しました「新会社法」に関して、より詳しく、テーマを絞って、数回にわたってご紹介してまいります。

(1) 株式会社と有限会社の統合による新株式会社

もともと、現行の会社法では、会社類型を株式会社を大企業、有限会社を中小企業と想定し、法制化されています。具体的には、

- ・株式会社は、公開・大企業を想定した各種の厳格な規制を伴う会社類型として、
- ・有限会社は、非公開・中小企業を想定した簡易な規制の会社類型とされています。

これらについては、有限会社は信用力が株式会社に対して劣るとの認識から、小規模な企業であっても「株式会社」を選択される場合も多く、結果、有限会社と実態として差がない株式会社が増加し、規制（取締役員数規制、取締役会の設置義務など）が形骸化しているのが実情です。

そこで、今回の改正では、有限会社と株式会社を「新しい株式会社」に統合していくことが検討されています。ただし、既存の有限会社に対してすべて株式会社になることを強制するものではなく、引き続き有限会社としての商号使用を認めるなどの経過措置も認められる予定です。

(2) 最低資本金規制の撤廃と払込金保管証明書制度の一部廃止

経済政策上、創業促進の観点から、従来、特例的に認められてきた最低資本金規制が撤廃され、恒久的な制度へとなる見込みです。

また、発起設立により会社を設立する場合にあっては、株式の払い込みについて、銀行や信託会社の保管証明を不要とし、払い込みがあることの証明手段について、残高証明によれば足りるものとされています。従来、銀行がこれらの業務に対してやや消極的な対応をされる場合も多く、時間的にもロスが多かったので、創業促進策としては有効な改正であると考えられます。

なお、この最低資本金制度を利用して会社を設立した場合には、資本金が300万円に満たない場合、配当の制限など一定の規制はあります。

払込金保管証明書制度

銀行または信託会社が務める払込取扱金融機関が、設立登記前に発起人または株式申込人から金銭出資の払込がなされたことを証明する制度であり、払込取扱金融機関はその証明した払込金額について会社に対し返還を拒むことはできない。株式申込金保管証明は設立登記の申請書の添付書類となる。

(3) 商業登記の柔軟化

登記手続きの簡素化の観点から、次の2つの大きな変更が予定されています。

- ・類似商号規制の簡素化
- ・定款に記載される「会社の目的事項」について記載基準の緩和

ただし、不正使用目的の商号使用に関しては禁止されていますし、商号使用差止請求も可能です。従来は、規制があるといっても、その効果は同一市町村内に限定されており、その実効性においては、疑問視されていたことがあります。

また、商標登録を行えば、商品、サービスに係る商標侵害につき使用差止・損害賠償請求も可能です。

今回の規制緩和によって、登記審査が簡素化され、混雑している法務局においては2週間程度かかっていた登記期間が短縮化され、ここでも創業支援政策の意図が伺えるものとなっています。

次回以降のテーマ

- ・LLC（合同会社）、LLP（有限責任事業組合）の新設
- ・機関設計の柔軟化、会計参与制度の導入



経営分析入門

費用分解でコスト改善の方向性を明確化 ~ 変動費と固定費 ~

経営活動上発生する費用に関しては様々な分類があります。一般的には、損益計算書に記載されているような形式で分類されているものをご覧になれる機会が多いと思います。ここでは、この費用を「変動費と固定費」の二種類に区分することでコスト改善のヒントを掴むことについてご紹介します。

変動費とは、操業度に応じて増減するとともに、売上の増減に対応して比例的に増減する費用のことで、固定費とは、売上高の増減に関係なく、一定期間の総額が変化しない費用のことで、(詳細は右図)

変動費は製品や商品・サービスの一単位あたりで見た場合のコストは一定なので、製品設計の改善や材料の購入方法の改善などVA・VE活動による改善が必要です。これは、売上が大きいほど金額での波及効果も大きくなり、一般的に変動費の割合が高いほど不況時での対応力は高くなってきます。

これに対して固定費は、製品や商品・サービスの一単位あたりで見た場合のコストは売上高に応じて変動するので、売上高が下がってくると利益に与える影響がズシリと重くなるものです。つまり、売上高に関係なく一定の費用が発生してしまうので、これが多いほど売上高が下がったときの負担が重くなるということです。

現実には、すべての費用がきれいに変動費と固定費に分類できるわけではありませんが、按分比率などを設定して計算するか、もしくは、あきらかに変動費となるもの以外は計算上は固定費として分類することもあります。

変動費

売上原価

材料費、外注費、直接労務費、仕入原価など

販売管理費

販売員の歩合給、販売手数料、リベート、運賃、包装費、荷造費など

固定費

能力費(キャパシティコスト)

減価償却費、火災保険料、固定資産税その他物的設備に伴って発生する照明など
設備投資計画を選択した時点で発生が決定

組織費(オーガニゼーションコスト)

人件費、人員計画を策定した時点で発生が決定

政策費(ポリシーコスト)

広告宣伝費、接待交際費、旅費交通費などが含まれる

利益をあげるための適正な売上高 ~ 損益分岐点売上高 ~

変動費と固定費がわかれば、つぎに採算ポイントを明確化する損益分岐点売上高を算出することができます。

具体的には右記の算式で算出できますが、現在の売上高と比較することで経営の安全性や不況に対する抵抗力を分析することができます。(この比率を損益分岐点比率といいます)

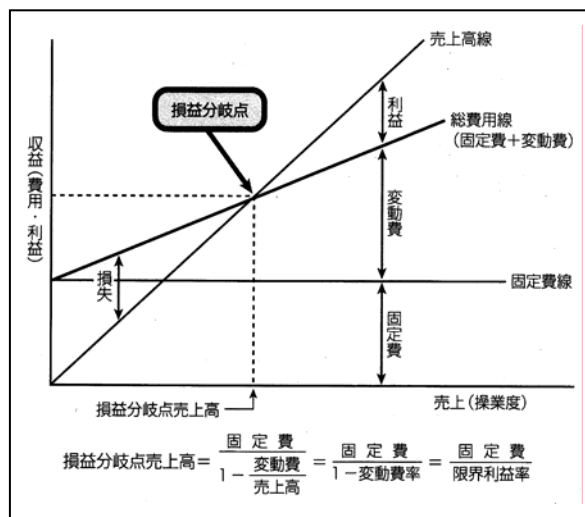
この損益分岐点比率を使えば、同業他社との比較で自社のレベルを確認することもできるので、経営改善策のポイントのいくつかを明確にできることになるでしょう。現在は利益が出ている企業でもちょっとした売上の変動で大きくマイナスになる場合もありますので企業の経営分析をする場合にも大変重要な指標です。

なお、ここで紹介した内容や具体的な対応策については、最終ページでも紹介しています

7月6日(水)に開催予定の「経営実践セミナー」でも取り上げる

予定にしていますので、ご興味のおありになる方は、是非ご参加ください。ご参加のお申し込みは、下記までお願いします。

<お申し込み> 電話:052-683-0134 Eメール:info@asaoka-kaikei.com



賃貸ビルファンドミニバブル(名古屋)

国土交通省が3月末に発表した公示地価によると、全国商業地の上昇率トップが名古屋駅前にある第三堀内ビルで上昇率14.8%、2位は名古屋近鉄ビルで同14.8%など、1~7位まですべて名古屋駅周辺の地点が独占しました。名古屋駅前には2006年秋、トヨタ自動車などが建設する高さ247mの高層ビル「ミッドランドスクエア」が完成予定で、また、トヨタの海外営業部門が東京から移転する計画もあり、周辺では既にマンション用地の争奪戦も始まっています。

中部国際空港と鉄道で直結、愛知万博の玄関口となって利便性・ブランド力が向上し、これら旺盛な開発動向が人口流入やオフィス需要の回復、不動産投資の拡大を牽引したことが背景に考えられます。

この流れを受けて、JREIT、私募ファンドの物件獲得競争が東京圏だけでなく名古屋圏の優良物件にも向かっており、そこで今回はJREITが保有する名古屋圏の投資物件について、各種利回りを用いて収益力を推察してみます。

1. 代表的な不動産の利回り

(1) 粗利回り(グロス利回り)

$$\text{粗利回り(グロス利回り)} = \text{年間賃料収入(総収益)} \div \text{取得(予定)価格}$$

この「粗利回り」(グロス利回り)は従来、不動産取引の場で最も多く用いられてきた指標です。粗利回りは、データ収集の容易さという点では優れているうえ、誰が計算しても開差が小さく恣意性が入り難いので、大まかな収益性を把握するには有用であるといえます。

しかし、不動産ごとに異なる公租公課や維持管理費等不動産の個別性を反映することはできないので、より緻密な投資分析をするにあたっては、次に紹介する「還元利回り」(キャップレート)の分析が必要となります。

(2) 還元利回り(キャップレート)

$$\text{還元利回り(キャップレート)} = \text{純収益} \div \text{取得(予定)価格}$$

$$\text{純収益} = \text{年間賃料収入(総収益)} - \text{必要諸経費(総費用)}$$

分子の「純収益」は年間賃料収入から、固定資産税・都市計画税、損害保険料、管理費等の諸経費を控除した償却前純収入を表し、よって「還元利回り」(キャップレート)はある程度不動産の個別性を反映した「利回り」ということがいえます。

ただし、減価償却費、借入をしている場合の支払元利金は通常控除しません。そして、この還元利回り(キャップレート)が、借入金等の資金調達コストを上回っていれば、投資として一応有効であると判断することができます。

2. JREITで分かる「利回り」の実勢

そこで、JREITの一つである日本リテールファンド投資法人が直近購入した収益用不動産を例にとりて説明します。日本リテールファンドの会社案内によれば、同社は全国各地に郊外型ショッピングセンター、ロードサイド型店舗等の商業施設を保有する大型投資法人で総合商社の三菱商事と欧州を代表する金融機関のUS&Pとの合併というユニークな企業です。信用度について格付け会社のS&PではA+、ムーディーズではA2となっています。

その日本リテールファンドが、2005年に入ってから凄まじい勢いで賃貸ビル、ショッピングセンターの購入を行っています。日本リテールファンドのホームページのプレリリースより、購入物件をピックアップして検討してみます。

直近の購入は、平成17年6月10日、名古屋市昭和区広路町にあるジャスコシティ八事に37億円を投じています。平成5年建築で、年間賃料収入は3.2億円、総賃貸可能面積は55,978㎡の物件です。

そこで、(1)粗利回り(グロス利回り)を試算すると、3.2億円÷37億円=0.0865、すなわち8.65%となります。

(2)還元利回り(キャップレート)については、賃貸ビルのキャッシュフローにおける経費率は30~35%程度であることから概ねその中庸値33%を採用して試算すると次のとおりです。

$$\text{必要諸経費(総費用)} = 0.33 \times \text{年間賃料収入(総収益)}$$

よって、既述の(2) 純収益 = 年間賃料収入(総収益) - 必要諸経費(総費用)に上式を代入すると

$$\text{純収益} = \text{年間賃料収入(総収益)} - 0.33 \times \text{年間賃料収入(総収益)}$$

$$= 0.67 \times \text{年間賃料収入(総収益)}$$

ゆえに、(2)還元利回り(キャップレート) = 純収益 ÷ 取得(予定)価格に代入して、

$$\text{還元利回り(キャップレート)} = 0.67 \times \text{年間賃料収入(総収益)} \div \text{取得(予定)価格}$$

$$= 0.67 \times \text{粗利回り}$$

$$= 0.67 \times 0.0865 = 5.8\%$$

次頁では、この他に名古屋圏に立地する投資物件を購入したJREITについて同様に、(1)粗利回りと(2)還元利回りを試算してみます。

取得月	物件・所在地	建築年	購入価格	年間賃料収入	投資法人	粗利回	還元利回
H13.9	名古屋広小路ビルディング (名古屋市中区栄2丁目)	S62	145.33億円	15.12億円	ジャパンリアルエステイト 投資法人	10.4%	6.97%
H15.3	イトーヨーカドー鳴海店 (名古屋市長区浦里3丁目)	H9	85.4億円	6.6億円	日本リートファンド 投資法人	7.73%	5.18%
H15.8	名古屋御園ビル (名古屋市中区栄1丁目)	H3.9	18.65億円	2.06億円	ジャパンリアルエステイト 投資法人	11.05%	7.40%
H15.9	近鉄新名古屋ビル (名古屋市中村区名駅4丁目)	H5.3	168.52億円	15.62億円	グローバル・ワン不動産 投資法人	9.27%	6.21%
H15.12	SK名古屋ビルディング (名古屋市中区錦1丁目)	S61	57.54億円	4.94億円	ユナイテッド・アーバン 投資法人	8.59%	5.76%
H16.1	イオン東浦ショッピングセンター (知多郡東浦町緒川)	H13.7	67億円	7.52億円	日本リートファンド 投資法人	11.22%	7.52%
H16.3	広小路東栄ビル (名古屋市中区栄2丁目)	H12	54.06億円	4.75億円	日本ビルファンド 投資法人	8.79%	5.89%
H17.3	UFJセントラルリース本社ビル (名古屋市中区栄1丁目)	H3	41.37億円	3.47億円	日本プライムリアルティ 投資法人	8.39%	5.62%

これらデータ分析から名古屋圏9件の投資物件の粗利回りは7.73～11.22%(平均9.34%)程度になります。必要諸経費を33%として還元利回りを求めると、5.18～7.52%(平均6.26%)となります。

この中には還元利回り5.18%の物件も含まれています。優良テナントが多く空室率の心配がないとか、良い立地環境であるからという購入者の言い分は当然あるでしょうが、還元利回り5%強の購入価格は、ミニバブル化に近い価格水準といえないでしょうか。

しかも、上記5.18%は前頁1(2)還元利回り(キャップレート)で既述のとおり、必要諸経費の中に減価償却費を計上していない利回りです。建物は土地と異なっていずれ朽廃状態となり、再築しなければ収益発生が持続しません。

そのうえREITの配当支払能力を把握するためにも減価償却費は無視できない要因であり、再築費用の積立金分としての償却率を還元利回りに反映するのが現実的ではないかと考えます。

故に減価償却費を計上した場合、利回りはどれ程になるか試算してみます。

右表は減価償却費を必要諸経費に含めた場合、賃貸ビルの経費項目割合を示したものです。減価償却費を除く公租公課等の必要諸経費を「その他経費」とすると、両者の割合は、

減価償却費	0.360
その他経費	0.640

となります。減価償却費は、「その他経費」に対して、 $0.36 \div 0.64 = 0.563$ すなわち、減価償却費が「その他経費」に加算されると、必要諸経費は1.563倍となります。

前頁で既述のとおり必要諸経費率33%を基準とし、これに減価償却費を加算すると、必要諸経費割合は、 $0.33 \times 1.563 = 0.52$ となります。(換言すると総収益1.0に対して、純収益0.48の割合)

そこで、減価償却費を考慮しなかった場合の純収益は0.67でしたが、これを必要諸経費に計上すると、純収益は0.48になります。純収益の遞減率は、 $0.48 \div 0.67 = 0.716$ といえます。

よって、還元利回り(キャップレート)5.18%は3.71%まで低下します。 $(5.18\% \times 0.716 = 0.0371)$

それでも3.71%の利回りですから、国債利回り(新発10年物で直近1.2～1.3%)と比較しても十分な利益水準と思われるかもしれませんが、これは、借入金の支払元利金を考慮していない状態の利回りです。

現実の不動産取引において、100%自己資金で不動産を購入する人はまずいないでしょう。

(賃貸ビルの経費項目割合)

減価償却費	0.360
公租公課	0.359
維持管理費	0.101
修繕費	0.163
火災保険料	0.017

『賃料 家賃 評価の実際』p291清文社



そこで、次に金融機関からの借入を前提とした利回りを試算してみます。

仮に借入金比率を60%、金利を3%で計算すると、1.8%の利子負担となります。(3% × 0.6 = 1.8%)

上記3.71%は全額自己資金の場合の利回りであるため、これから借入金の利子負担分を控除すると1.91%の利益にしかならないことがわかります。(3.71% - 1.8% = 1.91%)

実際、この利回り1.91%で何十億円という巨額資金を投下して事業を行うメリットはどれ程あるのでしょうか。マーケットでの量的金融緩和であふれ出た余剰資金は、高い利回りを狙って不動産の現物投資へ向かっていますが、今後、未曾有の低金利時代が終わり、借入金利が少しでも上昇したり、あるいは優良テナント退去による空室率の上昇や新規賃料の下落などマイナス要因が高んだ場合、その賃貸ビル事業はたちまち赤字事業に転落してしまいます。バブル崩壊後、新規賃料も下がりましたが、賃料以上に土地の元本価値が下落したため、賃貸ビル事業は6~8%の利回りになって、ようやく不動産市況に活気が戻ってきました。

ところが、最近のREIT業者・私募ファンドなどに散見されるように、収益性を無視した高値での賃貸ビル購入によって、取引利回りが数年前より明らかに低い物件が目立ち始めています。今回紹介したのは名古屋圏について一部のデータのみですが、東京圏では過熱感がより鮮明であり、さらに1~2%低い利回りで取引されている物件も少なくありません。土地の有する元本価格を把握するには、費用性、市場性及び収益性などの三面性から総合的にアプローチしますが、最近の高値買いは、市場性(需給関係)による価値判断を最優先にしているからにほかなりません。15年前のバブル崩壊という苦い経験が、不動産のファンド化(証券化)という衣を借りて繰り返されないか、注視していきたいと考えます。



7月度の税務スケジュール

内容	期限
6月分源泉所得税・住民製の特別徴収税額の納付(6ヶ月ごとの特例の適用を受けている場合は、1~6月までの徴収分を7月11日までに納付)	納期限 7月11日(月)
所得税の予定納税額減税申請	申請期限 7月15日(金)
5月決算法人の確定申告	申告期限 8月1日(月)
所得税の予定納税額の納付(第1期分)	納期限 8月1日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>	申告期限 8月1日(月)
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 8月1日(月)
11月決算法人の中間報告(半期分)	申告期限 8月1日(月)
消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月毎の中間報告 <消費税・地方消費税>	申告期限 8月1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の法人、個人事業者の1月ごとの中間報告 <消費税・地方消費税>	申告期限 8月1日(月)
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	納期限 7月中において市町村条例で定める日
社会保険の報酬月額算定基礎届	提出期限 7月11日(月)

マネープラン講座

運用パフォーマンスはアセット・アロケーション(資産配分)で8~9割決まる

1. アセット・アロケーションとは

ローリスク&ハイリターンという究極の目的に近づくために考えなければならないのが、アセット・アロケーションです。アセット・アロケーションとは、リスクを回避しつつ安定したリターンを獲得することを目的に、各種の資産をどのような割合で投資すべきかを決定する「資産配分」を意味します。運用資産を「国内株式」、「国内債券」、「外国証券」、「不動産」など資産クラス別にどのような割合で配分するかというプロセスです。アセット・アロケーションにあたっては、投資環境等資本市場の状況、各資産の期待リターン・リスク、資産間の相関予測、投資家のリスクに関する考え方等が重要となります。

2. 公的年金の平均運用成績は4.25%

公的年金・企業年金なども実際には、アセット・アロケーションが行われています。これらの年金資金は、専門の運用会社に委託して国内・海外の株式、債券市場で運用されています。日本の公的年金の場合、過去9年間の平均運用利回りは4.25%となっており、この数字は国内では新発10年物国債の利回りが直近で1.2~1.3%で推移していることからもある程度のパフォーマンスをあげています。ただし、アセット・アロケーションの資産構成について概観すると、以下の問題点が挙げられます。

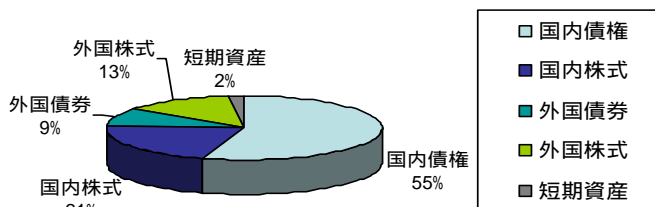
- 日本の国債への運用比率が55%と極端に高い
- 日本の金融資産(国内債券+国内株式)への運用比率が76%と極端に高い
- 伝統的運用手法(株式と債券の運用)のみに依存

つまり、現状の資産構成のままでは日本の市場環境による影響を受けやすいという点が一番のデメリットではないでしょうか。抜本的な改善策として何が考えられるのか、いくつか示してみます。

- ア. 日本への運用比率を高め過ぎない(国際分散投資)
- イ. 年金はあくまでも長期運用なのでリターンの低い債券だけに偏らず、ある程度のリスクを取ってでもリターンの高い株式の比率を高める
- ウ. オルタナティブ資産(株式や債券市場の変動の影響を受けない資産クラスをいい、科学的な分散投資手法を用いてファンドのリターンのぶれが極力抑えられている)の導入でリスク分散させる

金融先進国の米国では、公的年金・企業年金・大学基金等で上記の視点でアセット・アロケーションが効率的に行われています。

運用資産の基本配分(2004年3月末)

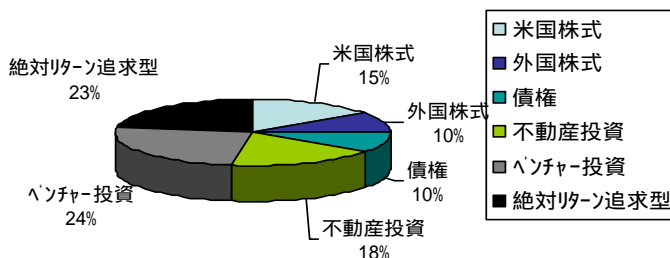


3. 米国エール大学基金の運用戦略

米国では大学自らが巨額資金の運用者として、投資理論を市場で実践する先駆者の役割を果たしています。2004年大学基金の資産規模ランキングは、1位ハーバード大学で資産残高221億ドル、2位エール大学で同127億ドル、3位テキサス大学で同103億ドルの順となっています。各校とも、資産規模が100億ドルといわれる米最大のヘッジファンドをも凌ぐ存在となっています。中でも、エール大学は過去20年間の運用成績が年率平均17%と抜群のパフォーマンスを誇っています。エール大学の基金運用における特徴は、次のとおりです。

- 米国株式・米国債の比率は意外に低く、ポートフォリオを幅広く分散させて、リスクを低減させている
- 不動産・ベンチャー投資などオルタナティブ資産を導入している
- プライベート・エクイティを活用している
- 運用のアウトソーシング化(市場環境が悪い時でも安定的に収益を上げるためには、運用マネージャーの能力による格差が出やすい)

(実例)米国エール大学における基金運用戦略



参考: 現預金0% 日本の場合、ほとんどの大学は現預金100%の運用

今後は、日本の大学も法人化によって財政面での自立化が促され、今まで通りの積極的な運用を避けることがリスクになる時が意外に早く来るかもしれません。

4. 保有金融資産分析サービス

弊社では、皆様が保有する金融資産についての評価・分析レポートを無料で作成しております。これにより、ご自分の資産がどんなリスク(市場リスク、金利リスク、為替リスク等)を含んでいるのか認識でき、かかるリスクに対して適正なリターンをあげているか(無駄なリスクをとっていないか)を把握することができます。どうぞこの機会に、お気軽にお声をおかけください。

今月の名言録

「道」 松下幸之助

自分には自分に与えられた道がある。天与の尊い道がある。どんな道かは知らないが、ほかの人には歩めない。自分だけしか歩めない、二度と歩めぬかけがえのないこの道。広い時もある。せまい時もある。のぼりもあればくだりもある。坦々とした時があれば、かきわけかきわけ汗する時もある。

この道が果たしてよいのか悪いのか、思案にあまる時もある。なくさめを求めたくなる時もある。

しかし、所詮はこの道しかないのではないか。

あきらめると言うのではない。いま立っているこの道、いま歩んでいるこの道、ともかくこの道を休まず歩むことである。自分だけしか歩めない大事な道ではないか。自分だけに与えられているかけがえのないこの道ではないか。

他人の道に心をうばわれ、思案にくれて立ちすくんでいても、道はすこしもひらけない。道をひらくためには、まず歩まねばならぬ。心を定め、懸命に歩まねばならぬ。

それがたとえ遠い道のように思えても、休まず歩む姿からは必ず新たな道がひらけてくる。

深い喜びも生まれてくる。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP研究所刊)

今後のセミナー開催予定

詳細は、改めてご案内させていただきます

日程	時間	場所	備考
7月 6日(水)	18時30分～20時00分	名古屋都市センター (金山)	経営実践セミナー(第1回) ～会社が儲からないのには理由がある～ 業績向上のヒントが見つかります
7月16日(土)	13時30分～16時00分	四日市勤労福祉センター	資産保全セミナー ～ハイオク解禁対策と資産保全～
8月17日(水)	18時30分～20時00分	名古屋都市センター	経営実践セミナー(第2回)
9月15日(木)	18時30分～20時00分	同上	経営実践セミナー(第3回)
10月19日(水)	18時30分～20時00分	同上	経営実践セミナー(第4回)
11月16日(水)	18時30分～20時00分	同上	経営実践セミナー(第5回)
12月15日(木)	18時30分～20時00分	同上	経営実践セミナー(第6回)

会場・時間などについて変更がある場合には、別途ご案内させていただきます

事務所のご案内

名古屋市中区正木四丁目8番12号
ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134, 0578

FAX:052-683-0157

http://www.asaoka-kaikei.com

ご質問などがございましたら

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己

までお願いいたします。

